

児童手当制度改正 手続き確認フローチャート

※このフローチャートは**現在受給中の方**又は、父母のうち**生計の維持の程度の高い方**（受給中でない場合）で確認してください。

※**生計の維持の程度の高い方**が子と別居中の場合は、**生計の維持の程度の高い方の住民登録地**で手続きが必要です。

1. あなたは公務員ですか。

いいえ
2へ

はい

A 公務員の方は**勤務先**での手続きとなります。勤務先に御確認ください。

2. 現在、我孫子市から児童手当の支給を受けていますか。

※特例給付（月額5,000円）受給者も「はい」に進んでください。

※施設等に入所中のお子さんは、児童手当の支給対象外です。

はい
3へ

3. 高校生以上のお子さん（平成14年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた方）がいますか。

はい
4へ

4. 大学生世代のお子さん(平成14年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた方)がいて、年齢順にその子を1人目と数えたとき、高校生以下のお子さんが3人目以降となりますか。

※大学生世代のお子さんを監護相当の世話、生計費の負担をしている場合に限ります。

はい

いいえ

B 手続きが**必要**です。
「**監護相当・生計費の負担についての確認書**」の提出が必要です。
※詳しくはホームページをご覧ください。

C 原則、手続きは**不要**です。
※ただし、高校生世代のお子さんの住民登録が市外にある場合は、**別居監護の手続きが必要**です。

いいえ

D 手続きが必要です。

- ・所得制限等により児童手当の支給が受けられなかった方は、改めて新規の申請が必要になります。
- ・児童手当の支給を受けていない方で、高校生年代のお子さんがある方は、新規の申請が必要です。

※お子さんが**施設に入所中**の場合は**児童手当の支給対象外**です。

※父又は、母が単身赴任等により別居中の場合は、**生計の維持の程度の高い方**（原則、所得の高い方）が**住民登録している自治体**で手続きが必要です。

※離婚協議中により別居している場合は、同居している保護者での申請が可能な場合があります。我孫子市子ども支援課までお問い合わせください。